

計画策定の経過

平成27年 7月31日～8月15日 市民アンケート調査を実施

8月28日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

9月17日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

9月18日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

9月28日 寝屋川市地域福祉計画推進委員会（平成27年度第1回）を開催

11月6日 寝屋川市地域福祉計画推進委員会（平成27年度第2回）を開催

11月18日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

11月24日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

11月24日 地域福祉計画庁内連絡会議を開催

11月30日～平成28年2月3日 関係者アンケート調査を実施

12月11日 寝屋川市地域福祉計画推進委員会（平成27年度第3回）を開催

平成28年 1月8日～2月8日 パブリック・コメント手続を実施

3月4日 寝屋川市地域福祉計画推進委員会（平成27年度第4回）を開催

3月 第三次寝屋川市地域福祉計画を策定

寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則

(寝屋川市規則第16号)

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）において高齢者福祉活動を行う団体の構成員
- (4) 市内において児童福祉活動を行う団体の構成員
- (5) 市内において障害者福祉活動を行う団体の構成員
- (6) 市内で活動するボランティア団体の構成員
- (7) 市内において医療活動に従事する者
- (8) 寝屋川市社会福祉協議会の構成員
- (9) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第3条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第1項の規定により寝屋川市の区域に置かれた民生委員・児童委員

2 委員の任期は、2年以内で、市長の定める期間とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第7条 委員会は、審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第12号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱される委員について適用し、同日前に委嘱された委員については、なお従前の例による。

寝屋川市地域福祉計画推進委員会委員名簿

氏名	団体名等	備考
上田 賀世	公募市民	
大村 武司	公募市民	
長谷川 富美子	大阪府寝屋川保健所 企画調整課長	
山本 隆	関西学院大学 人間福祉学部 教授	委員長
坂口 善治	寝屋川市老人クラブ連合会 会長	
三和 清明	特定非営利活動法人 寝屋川あいの会 理事長	
山田 和広	社会福祉法人 栄光会 理事長	
園田 茂香	サークルSORA 相談役	
朽見 圭子	寝屋川市障害者団体協議会 書記長	
藤本 英祐	わくわく未来塾 代表	
香川 英生	一般社団法人 寝屋川市医師会 副会長	副委員長
白川 清曠	社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会 理事	
佐々木 美幸	寝屋川市民生委員児童委員協議会 会長	

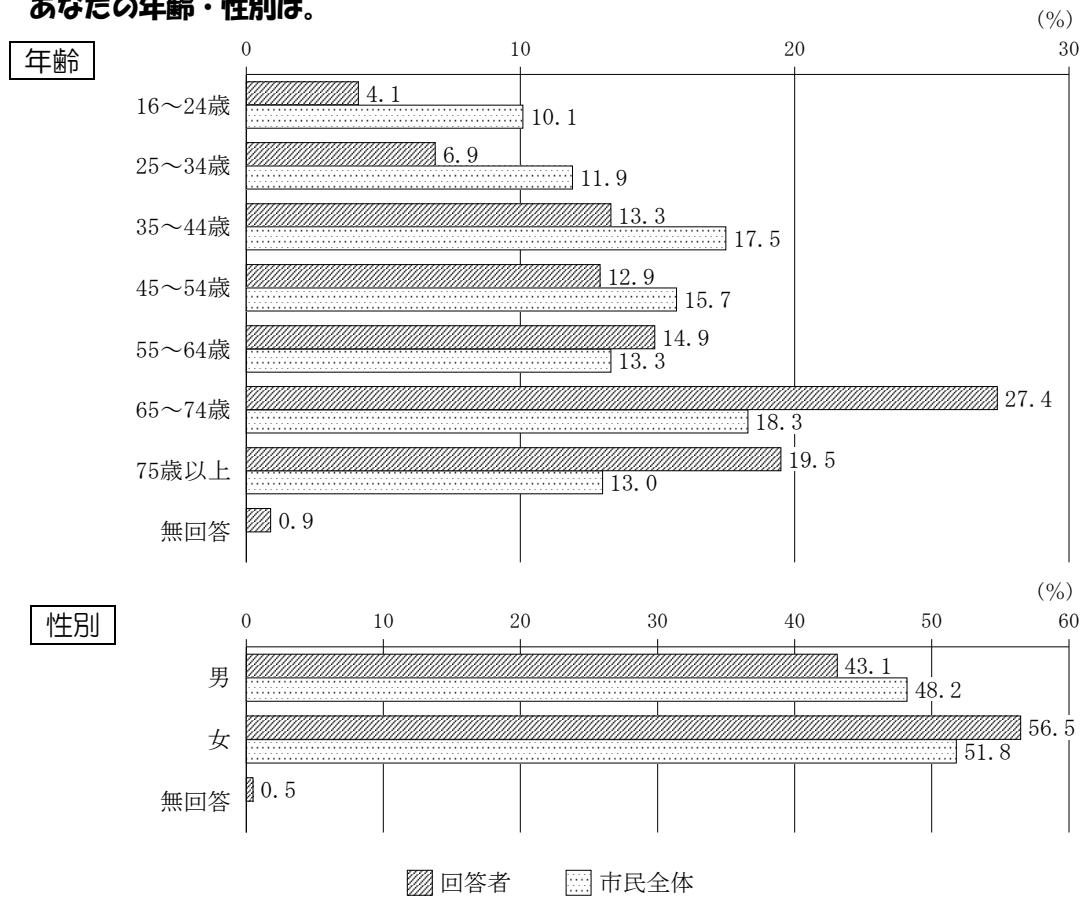
(敬称略・寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則第3条における規定順)

地域福祉に関する市民アンケート調査の結果

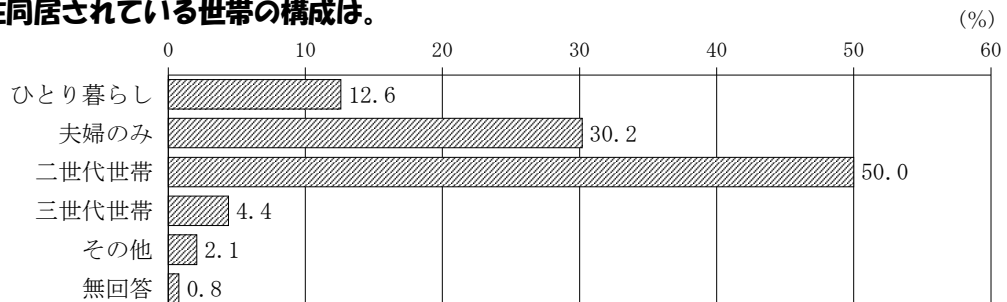
【調査の概要】

- 調査目的：第三次寝屋川市地域福祉計画の策定に向け、地域で生活する上でのニーズや地域福祉活動への参加に関する意見などを広く市民からお聴きするため実施しました。
- 調査対象：16歳以上の市民を対象として、平成27年7月1日現在の住民基本台帳から3,000人を無作為に抽出しました。
- 調査方法：郵送で調査票の配布・回収を行う自記式質問紙法で実施しました。
- 実施時期：平成27年7月31日から8月15日まで実施しました。
なお、9月8日までに到着したものは有効として集計に加えました。
- 回収状況：有効発送数 2,973通 有効回収数 1,061通 有効回収率 35.7%

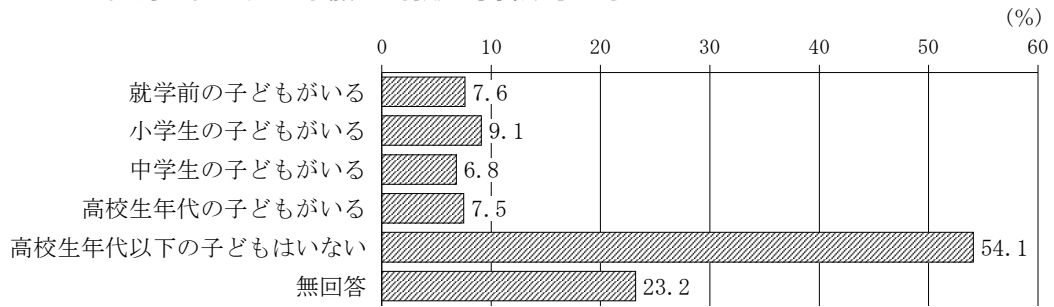
問1 あなたの年齢・性別は。



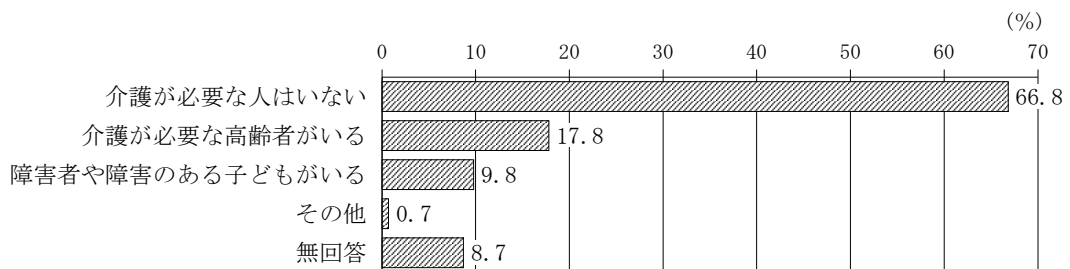
問2 現在同居されている世帯の構成は。



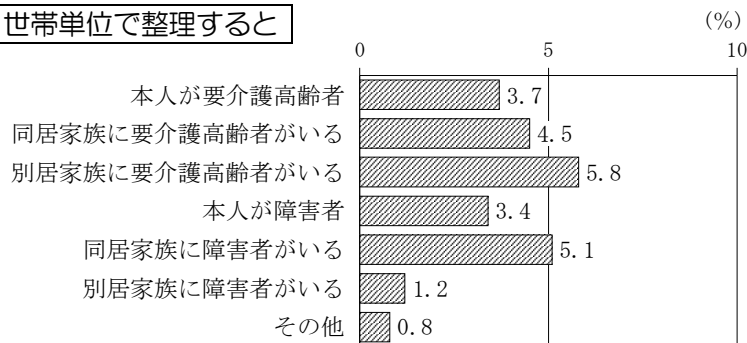
問3 あなたご自身を含め、ご家族に高校生年代以下の子どもがいますか。（複数回答）



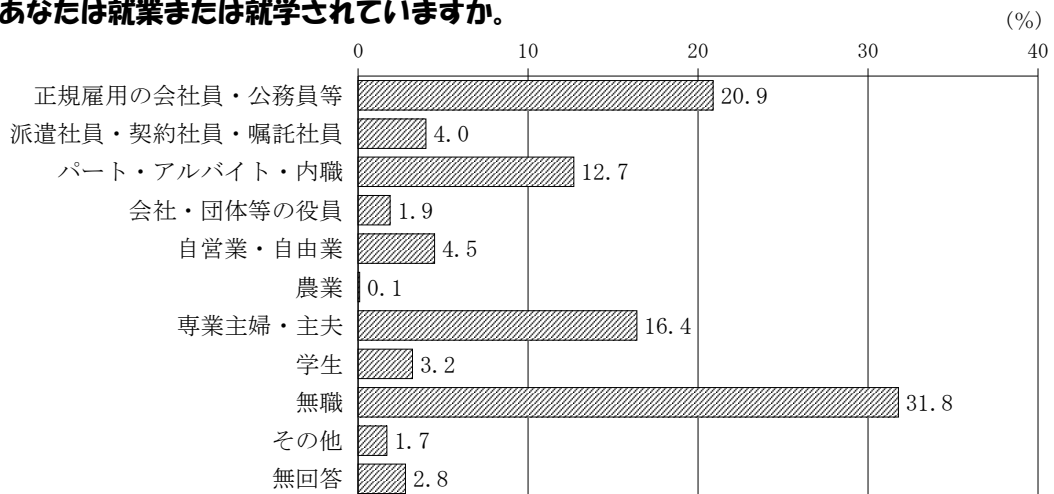
問4 あなたご自身を含め、ご家族に介護が必要な高齢者や障害のある人がいますか。（複数回答）



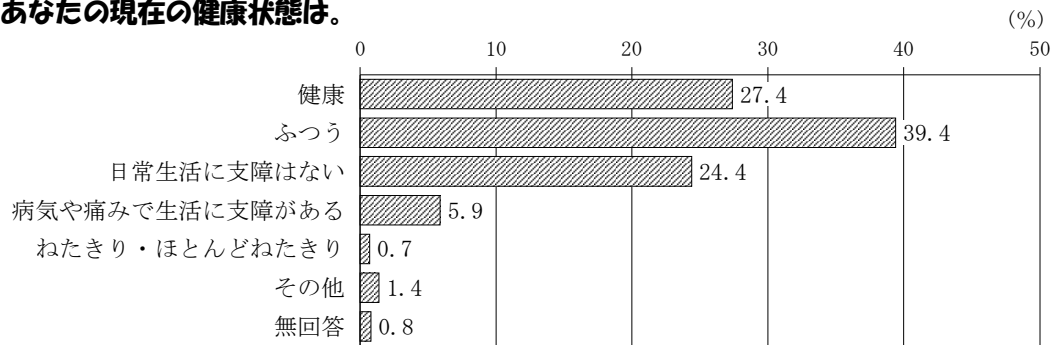
世帯単位で整理すると



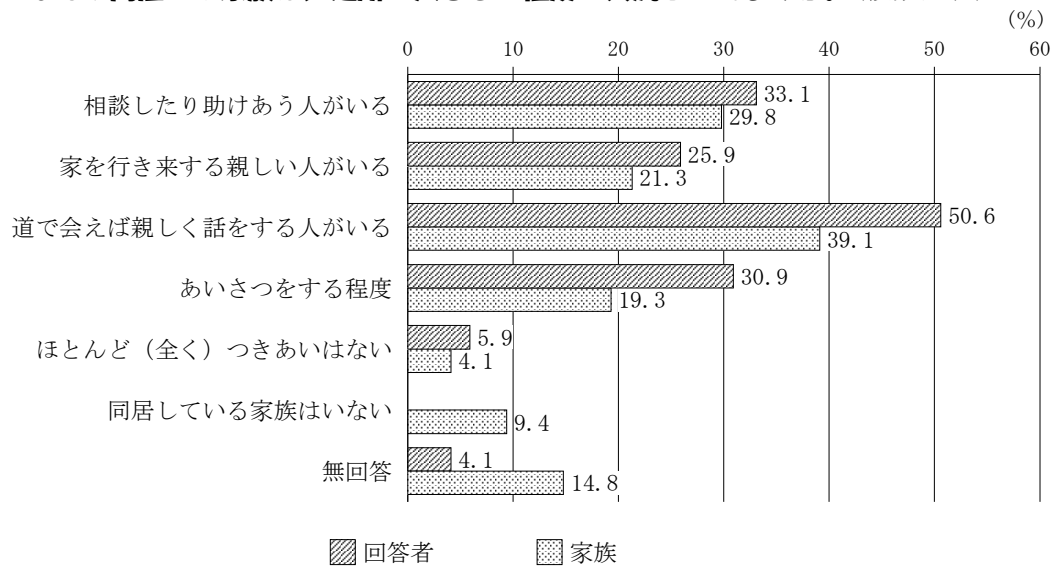
問5 あなたは就業または就学されていますか。



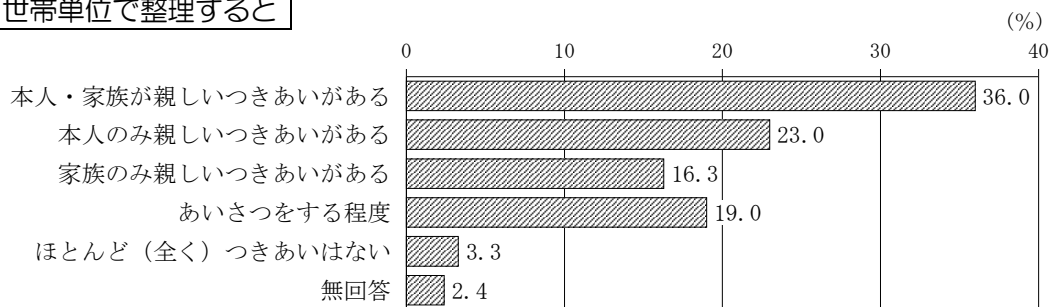
問6 あなたの現在の健康状態は。



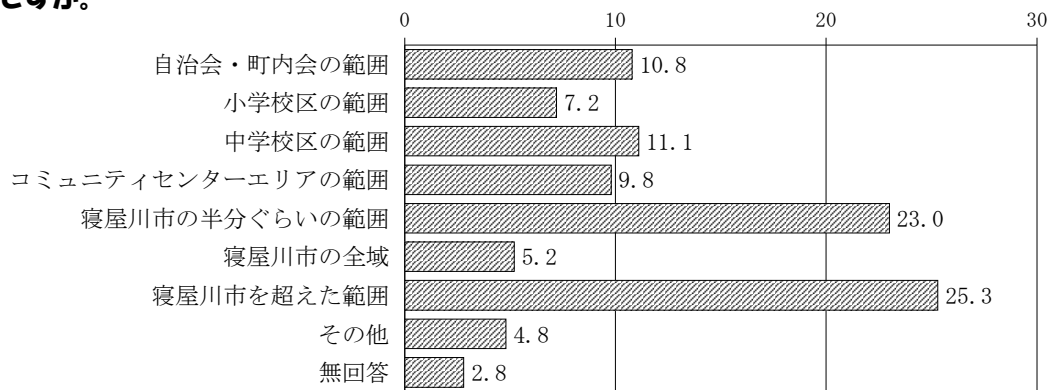
問7 あなたや同居のご家族は、近所の人との程度の交流がありますか。(複数回答)



世帯単位で整理すると



**問8 通勤や通学は除いて、あなたが日常の買物、活動などで行動する範囲は、次のどれに近い
ですか。** (%)

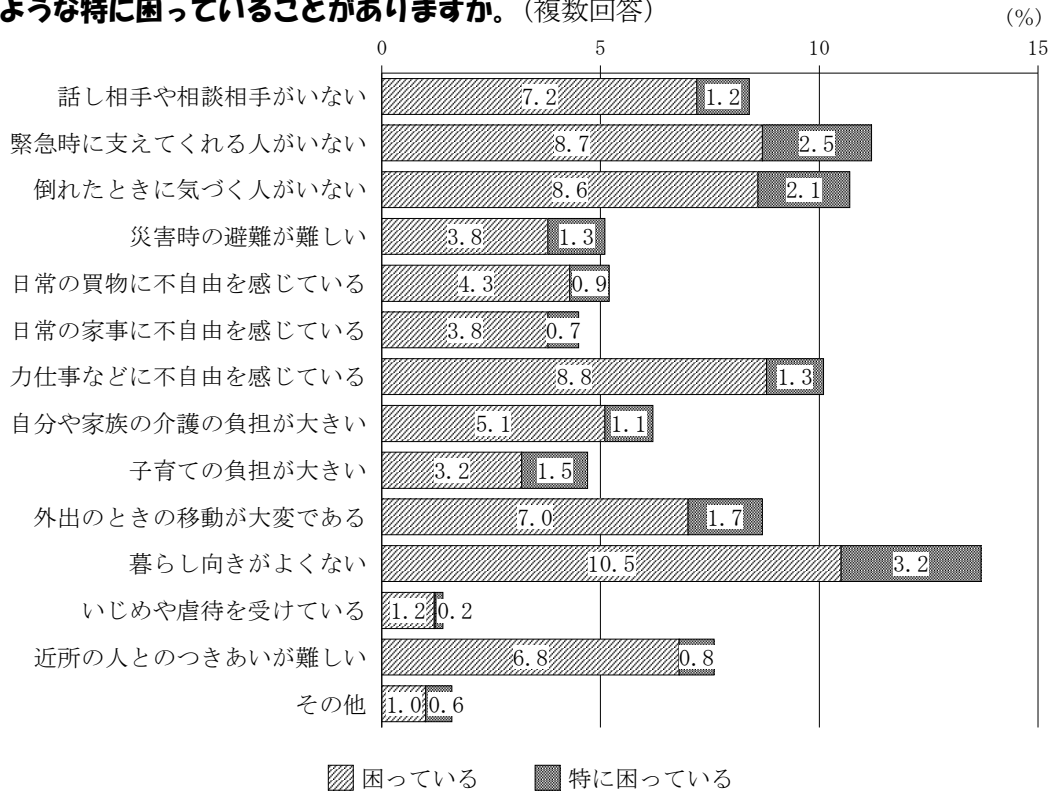


**問9 あなたは、現在お住まいの地域での暮らしに関する次のことについて、どのように感じて
いますか。** (%)



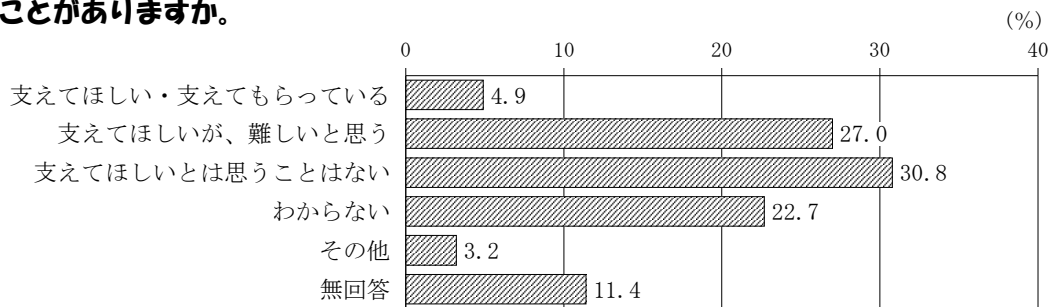
- そう思う
- 無回答
- ▨ どちらかといえばそう思う
- ▧ どちらかといえばそうは思わない
- わからない
- ▩ そうは思わない

問10 あなたは、日常生活で困っていることがありますか。また、だれかに助けてほしいと思うような特に困っていることがありますか。(複数回答)



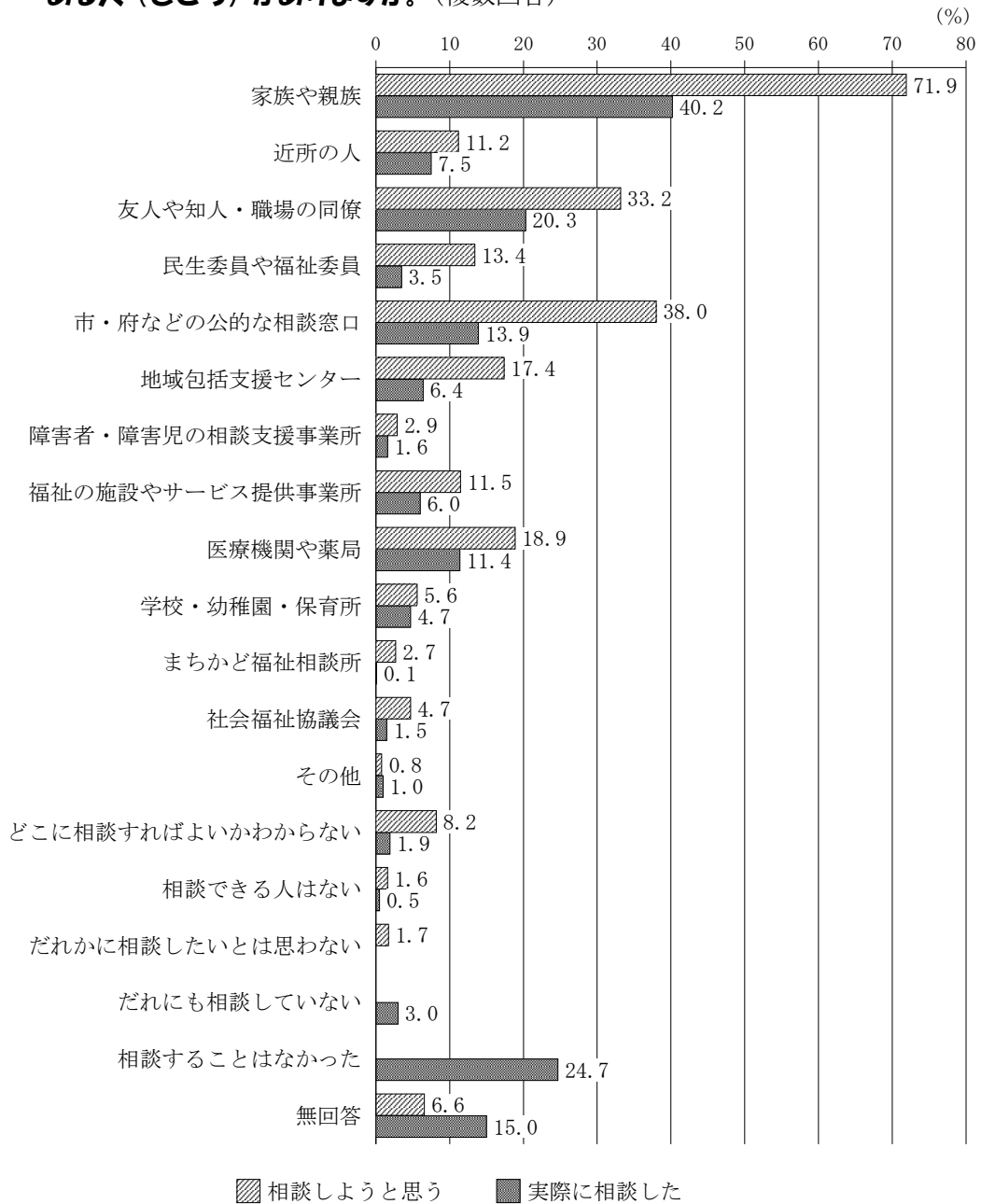
※ 問10について、「困っていることはない」と回答した人は全回答者のうち55.0パーセントでした。

問11 問10でお答えいただいたような「困りごと」について、近所の人に支援してほしいと思うことがありますか。

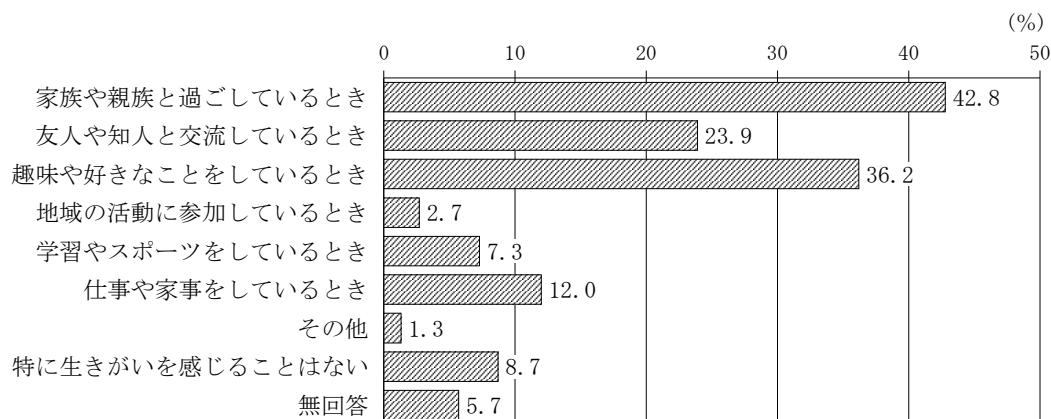


問12-① あなたは福祉、介護、子育てなどに関して困ったときに、だれ（どこ）に相談しようと思いますか。（複数回答）

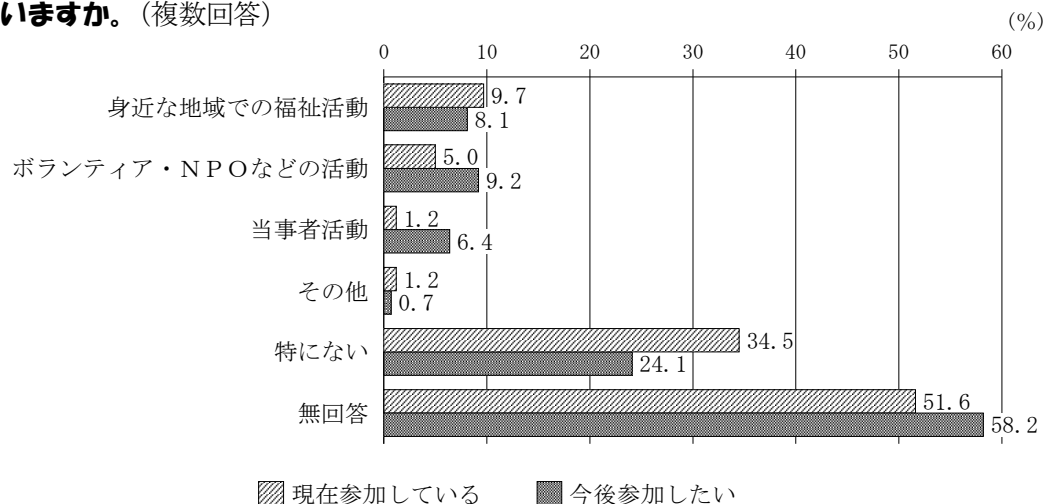
問12-② これまでに福祉、介護、子育てなどで困ったときに、あなたが実際に相談したことがある人（ところ）がありますか。（複数回答）



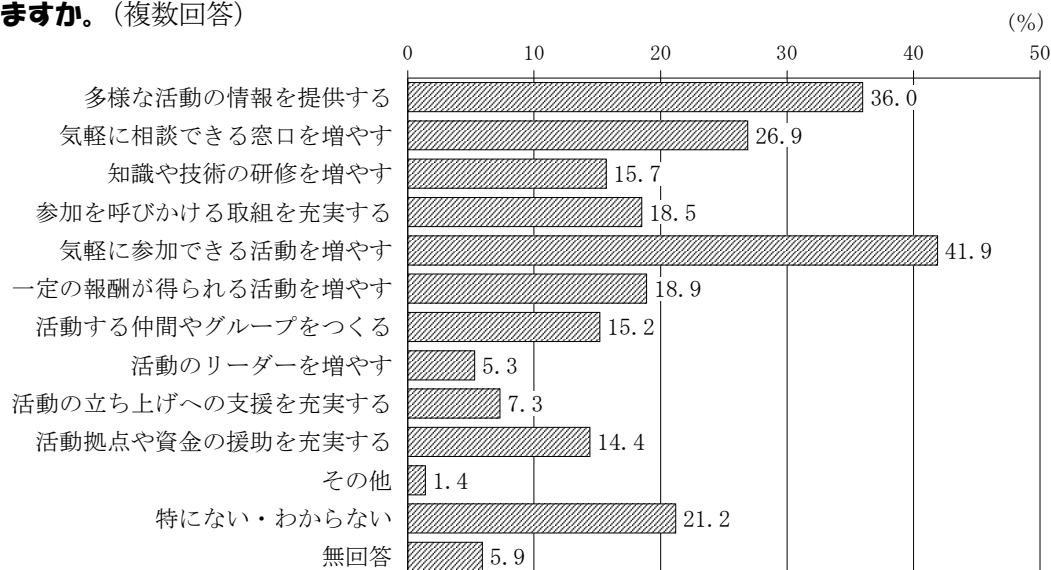
問13 あなたは、日常生活の中で、どのようなときに生きがいや充実感を感じますか。（複数回答）



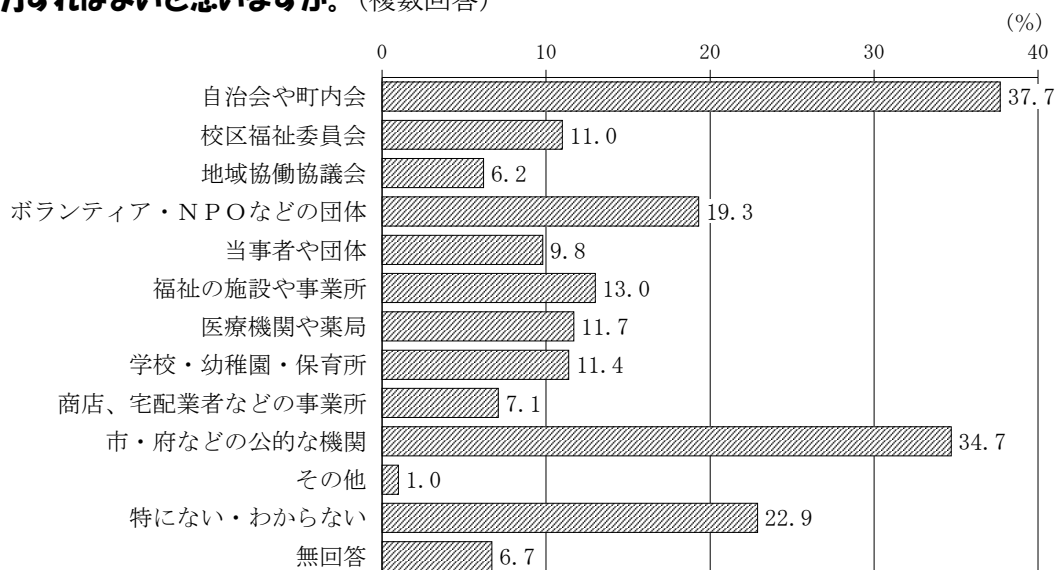
問14 あなたは、福祉に関する次のような活動に参加していますか。また、今後参加したいと思いますか。（複数回答）



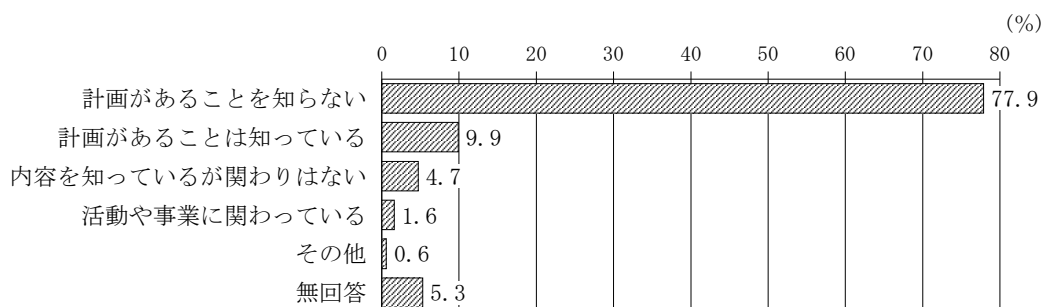
問15 市民が福祉に関する活動にもっと参加するには、どのような取組が「特に効果的」だと思いますか。（複数回答）



問16 地域での福祉活動をより充実するために、どのような団体や事業者等が積極的に参加・協力すればよいと思いますか。（複数回答）



問17 あなたは「ワガヤネガワちいきふくしプラン」（寝屋川市地域福祉計画）を知っていますか。また、計画に基づく活動や事業に関わったことがありますか。（複数回答）



用語説明

- N P O (Non-Profit Organization)

営利を目的とせず、市民活動や公共的な活動を行う民間組織です。

か行

- 協働

市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、共に活動することです。

- 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業

孤立死の予防等を図るため、利用を希望する一人暮らし高齢者を対象に、地域の協力施設等が自宅の鍵を事前に預かり、地域における見守り活動などで異変に気付いた際、預かった鍵を使用し安否確認を行う社会福祉協議会の事業です。

- クラウドファンディング

インターネット経由で、事業・プロジェクトの目的、計画、目標金額等をインターネット上で提示し、不特定多数の人に寄附を呼び掛け、必要額が集まった時点で事業・プロジェクトを実施することです。

- 校区福祉委員会

「福祉のまちづくり」を進めることを目的に、自治会、民生委員児童委員協議会、子ども会、PTA、ボランティアなどで構成され、おおむね小学校区ごとに結成されている住民主体の福祉活動組織です。

高齢者、障害者、子どもなどへの見守り・声かけ活動、ふれあいサロン活動、身近な相談活動などを通じ、地域の身近な福祉問題の発見や解決に取り組んでいます。

- 後見（成年後見制度）

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理、契約行為などを支援する制度で、成年後見制度といいます。判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。

財産管理、契約行為などを支援する人（後見人）は、弁護士、司法書士等の専門職、親族、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する知識・態度を身に付けた市民（市民後見人）、法人（法人後見）があります。

- 後見的支援

成年後見制度及びこれに類似した事業をいい、社会福祉協議会が福祉サービスの利用の援助、日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業があります。

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
様々な生活の“困りごと”のために福祉的な支援が必要な人への相談・支援を、地域に密着して行う専門職です。
- コミュニティビジネス
市民の生活に密接に関わる課題を解決するため、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業です。
- 孤立死
一人暮らしや高齢者だけで生活している世帯などで、地域から孤立した状態で亡くなることをいい、「孤独死」と呼ばれることもあります。

さ行

- 社会福祉協議会（社協）
社会福祉法で「地域福祉を推進する団体」と位置付けられ、住民、福祉の専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体などが参加・参画し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す、公共性と自主性をもつ民間の福祉団体です。
都道府県及び市町村に設置され、校区福祉委員会活動、ボランティア活動、福祉教育の推進、生活困窮者への支援など、地域の福祉力を高める様々な事業を行っています。
- 生活困窮者自立支援事業
生活困窮者の自立の確保、生活困窮者支援を通じた相互に支え合う地域づくりを目標とし、生活保護受給者以外の生活に困窮する人への支援を拡充する「第2のセーフティネット」として、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などに対する包括的な支援を行う事業です。

た行

- 地域協働協議会
地域ニーズに応じたまちづくりを担うとともに、様々な地域課題の解決に向けた活動・事業に取り組む、小学校区を単位として設立された、地域団体や住民によるネットワーク型組織です。

- 地域貢献委員会

市町村社会福祉協議会の組織構成会員である社会福祉法人の代表者等により構成され、それぞれの法人が運営する事業の対象種別（高齢者、障害者、児童）を超えて多様化・複雑化する福祉課題に取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とする組織です。

- 地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）

就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場をいいます。地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座などを実施しています。

- 地域包括ケア

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

- 地域包括支援センター

高齢者の保健と福祉を包括的に支援するよう、健康な生活を維持するための介護予防の取組や、高齢者・家族等に関する権利擁護なども含めた相談・支援を、関係機関と連携して進める上での中核となる機関です。

- 中間的就労

一般就労（一般企業との雇用契約に基づく就労等）と、障害者を対象とするいわゆる福祉的就労との間に位置する就労であり、雇用契約に基づく労働及び一般就労に向けた就労体験等の訓練を総称するものです。

は行

- バリアフリー（ユニバーサルデザイン）

障害のある人などの社会参加を妨げている、段差などの物理的なバリア、情報や制度のバリア、人々の意識上のバリアなどを無くしていくことをいいます。また、バリアフリーの考え方を含み、誰もが使いやすいものを作り、人々の意識を変えていこうという考え方を「ユニバーサルデザイン」といいます。

- 避難行動要支援者

自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難を図るために支援を要する人です。

- 避難行動要支援者支援プラン

避難行動要支援者についての対象範囲、避難行動要支援者名簿の作成方法等の支援策に係る全体計画と、一人一人に対する必要な情報を地域特性などを考慮し記述した個別計画で構成されるプランです。

- 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者への避難支援、安否確認等、災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿です。

- 福祉有償運送

高齢者、障害者等のうち、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、社会福祉法人、NPO等が有償で行う車による移送サービスをいいます。

ら行

- ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの場面をいいます。

《第三次寝屋川市地域福祉計画》

みんながつながる地域福祉プラン

平成28年3月

編集・発行 寝屋川市保健福祉部保健福祉総務課
(平成28年4月から福祉部福祉総務課に変わります)

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
TEL 072-824-1181 FAX 072-826-1860

この冊子は500部作成し、1部当たりの印刷単価は378円です。